

入札説明書

姫川治山事業所事務所解体工事に係る入札公告(建築工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年9月29日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 高塚 慎司
長野県松本市島立 1256-1

3 工事概要

- (1) 工事名 姫川治山事業所事務所解体工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 新潟県糸魚川市南押上2丁目5-25
- (3) 工事内容 別添「設計書及び仕様書、工事内訳書」のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年2月16日まで

4 競争入札の形式

- (1) 本工事の入札は、簡易な施工計画等の提案(以下「技術提案書」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)により実施する。
- (2) 本工事は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)等は電子入札システムにより提出すること。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。
- (3) 本工事は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条に規定する基準に基づく価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を下回った場合、同条第86条に規定する調査を実施する工事である。
- (4) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

5 競争参加資格に付する事項

- (1) 本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。
- (2) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 令和7・8年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「土木一式工事」又は「建築一式工事」若しくはその他「解体」に登録された「C等級」又は「D等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けているこ

と。)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立
がなされている者(競争参加資格に付する事項(3)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、
中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付 59 林野
経第 156 号林野庁長官通達)「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成 27 年 10
月 1 日付け 27 林政政第 373 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に完了・引き渡しされた工事で、元請けとして
以下に示す同種の工事を実施した実績を有すること(共同事業体としての実績は、出資比率が 20%以上の
ものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業
所長及び治山センター所長(以下、「森林管理局長等」という。)が発注した工事に係る実績である場合に
あっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4
の 3 に規定する工事成績評定表に評定点合計(以下「評定点」という。)65 点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員
のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：建築物解体工事

技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案以上である場合は加算点を与えることとし、標準
案での提案も認めるが技術提案書に係る加算点はない。

また、本工事の「簡易な施工計画」における発注者が指定した課題、本工事における考慮すべき施工条
件は以下のとおりである。

【発注者が指定した課題】

課題 1：敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案。(下記③の課題内容)

【本工事における考慮すべき施工条件】

条件 1：周辺環境に配慮した施工計画。(下記②の提案内容)

条件 2：工事に伴う安全の確保を考慮した施工。(下記④の提案内容)

条件 3：周辺環境に配慮した施工計画(下記①の提案内容)

なお、技術提案で求める提案内容は以下のとおりとする。

- ① 簡易な施工計画(工程管理及び安全管理を除く)【別紙様式 6】
- ② 簡易な施工計画(工程管理に対する提案)【別紙様式 7】
- ③ 簡易な施工計画(発注者が指定した課題への対応)【別紙様式 8】
- ④ 簡易な施工計画(安全管理に対する提案)【別紙様式 9】

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること(経常建設共同企業体にあつては構成員
のうち 1 社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。)。なお、複数の技術者を申
請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、
その技術者以外の者を配置予定技術者とするを条件として競争参加資格がある事を確認するものとす
る。

- ① 1 級、2 級土木施工管理技士、1 級、2 級建築施工管理技士の資格の内、いずれかの資格を有する者
を配置できること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に、上記の(6)に掲げる工事の経験を有す
る者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書等提出日以前に 3 ヶ月以上あること。

- (8) 森林管理局長等が発注した同種工事で令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間に完成・引
き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること(工事
成績評定を実施した工事である場合)。

- (9) 上記 3 に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある
建設業者でないこと。

(設計業務の受託者：該当なし)

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の
すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

- ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続

が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、新潟県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)ではないこと。

① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記 5 (3) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。

この場合において、上記 5 (2) 及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 5 (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書、資料及び技術提案書の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、持参することとし、郵送等は認めない。

【電子入札システムによる提出の場合】

① 提出期間

令和 7 年 9 月 30 日から令和 7 年 10 月 14 日(土曜日、日曜日、及び祝日等の行政機関の休日(以下、「休日」という。)を除く。)9 時から 17 時まで。

② 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別紙様式 1)、「資料」(表紙 1 及び別紙様式 2、2-1、3、3-1、3-2、4、5)及び「技術提案書」(別紙様式 6、7、8、9)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(電子メール送信容量は、1 通につき 7 MB 以内とする。)(締切日時必着)で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムにより、技術提案書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号、電子メールアドレス
- ・ 郵送又は電子メールの場合の送付先は下記とする。

〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1

中信森林管理署 総務グループ
電話 (IP)050-3160-6050 (NTT)0263-47-4751
電子メールアドレス chushin.d.f.o@maff.go.jp

③ ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

Microsoft Word
Microsoft Excel
その他アプリケーション PDF ファイル
画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
圧縮ファイル ZIP 形式

④ 申請書は別紙様式 1 により作成すること。

【紙入札方式による場合】

提出期間、申請書の様式は上記【電子入札システムによる提出の場合】のとおり。

提出は、〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署 総務グループへ持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(3) 技術提案書等は次に従い作成すること。

ただし、下記の同種工事の施工実績、企業に関する項目及び配置予定技術者の資格・工事経験については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、同種工事の施工実績(別紙様式 2、2-1)に記載する工事に係る評定点を証明する書類の写しを添付すること。

① 同種工事の施工実績【別紙様式 2、別紙様式 2-1】上記 5(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式 2、別紙様式 2-1 へ 1 件ずつ記載すること。

② 企業に関する項目【別紙様式 3、別紙様式 3-1】

ア 防災協定により中部森林管理局長、中部森林管理局管内の各森林管理署長、森林管理署支署長及び森林管理事務所長と防災協定を締結した団体等に参加している法人、防災自主活動により農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長又は森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「農林水産省」という。)から表彰や感謝状(以下「表彰等」という。)が与えられた法人及び農林水産省以外の国(以下「国(他府省)」という。)、県、市町村から表彰等が与えられた法人、分収育林、分収造林(以下「分収育林等」という。)契約に伴い、農林水産省から表彰等が与えられた法人又は分収育林等契約者、中部森林管理局管内で植樹活動等により国(他府省)、県、市町村から表彰等が与えられた法人、地域連携活動・社会貢献活動により、農林水産省から表彰等が与えられた法人又は国(他府省)、県、市町村から表彰等が与えられた法人については、別紙様式 3 のうち表彰の実績施工に関する項目の欄(必要により別紙様式 3-1)に記載する。なお、その表彰状等の写しを添付すること。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組として、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエールの内何れかの認定企業については、認定通知書の写し、又は行動計画策定・変更届の写しを添付すること。なお、外国法人の場合は、内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写しを添付すること。

イ 賃上げの実施を表明した企業等【別紙様式 3-2】

(ア) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃金引上げ計画を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式 3-2 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書(以下「表明書」という。)」を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表名が必要である。

(イ) 賃上げ実施の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙賃上げ様式 2 の 1(賃上げ実績整理表【大企業用】)又は様式 2 の 2(賃上げ実績整理表【中小企業用】)の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として様式 3(法人事業概況

説明書)の「事業概況説明書」又は様式4(給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表)の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日(「従業員へ賃金引上げ計画の表明書」に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は「法人事業概況説明書」の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は様式5(賃上げ計画の達成確認)の「賃金引上げ計画の達成について」とおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

③ 配置予定技術者の資格・工事経験【別紙様式4】

上記5(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式4に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国、県、市町村、民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。また、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合においては、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術資料の取り下げ及び入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者を変更できるものとする。

④ 契約書等の写し

上記 6 (3)①の同種工事の施工実績及び上記 6 (3)③の配置予定技術者の資格・工事経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書等の写し及び資格が確認できる書面を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(以下「CORINS」という。)」に登録されており、その内容が CORINS で確認できる場合は、登録内容確認書の写し(一般データ、技術者データを持って施工証明者とし)を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、CORINS に登録なき工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事(簡易 CORINS で登録した工事等)については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績)が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

⑤ 経営・安全管理状況【別紙様式 5】

会社の経営状況、地理的条件、労働福祉の状況等について、別紙様式 5 に記載すること。

⑥ 技術提案書の提出 上記 5 (6)に掲げる「姫川治山事業所事務所解体工事における簡易な施工計画」の技術的事項に対する所見を別紙様式 6～9 に記載すること。

⑦ 技術提案書に記載する内容が標準案以上と認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑧ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑨ 作成する技術提案書等の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

記載事項	内容に記載する留意事項
別紙様式 2、様式 2-1 (1) 同種工事の施工実績 (企業) (配置予定技術者)	① 様式 2 における同種工事の要件 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間(過去 15 年間)に元請けとして、完成、引き渡し完了した施工実績の中から、代表的な物を 1 件記載する。 ② 様式 2-1 における同種工事の要件 平成 22 年 4 月 1 日以降(過去 15 年間)に元請けとして、完成、引き渡し完了した施工実績の中から、配置予定技術者が対応した工事のうち代表的な物を 1 件記載する。 ③ 様式 2-1 における配置予定技術者の資格 上記②に掲げる配置予定技術者の氏名、保有資格を記載する。 ④ 同種工事の名称等(様式 2、様式 2-1 共通事項) 工事名称、発注機関名(森林管理局長等、その他の公共機関、民間発注等)、施工場所、請負代金額、工期、受注形態、工事概要等を記載する。 ⑤ 同種工事の施工実績(様式 2、様式 2-1 共通事項) 同種工事として記載した工事が工事成績評価を実施したものである場合には、工事成績評価通知書の写しを提出すること。 なお、評価点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。 ⑥ CORINS 登録からの選定(様式 2、様式 2-1 共通事項) 施工実績は、可能な限り CORINS に登録されている工事から選定する。 ⑦ 共同企業体の出資比率(様式 2、様式 2-1 共通事項) 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る。 ⑧ 実績証明(様式 2、様式 2-1 共通事項) 実績を証明するため、CORINS の写し又は契約書(契約条項は除く)

別紙様式 3, 3-1, 3-2 (2) 企業に関する項目	① 指定工種の工事成績(様式 3) ア 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)に完成・引き渡された、森林管理局長等が発注した工事成績評定点の平均点が 65 点以上の場合に加算対象となる。なお、森林管理局長等が発行した工事成績評定通知書の写しを添付すること。 イ 共同企業体(特定又は経常)での工事成績については、出資比率が 20%以上の構成員全てが加算対象となる。(その場合、出資比率を確認できる資料を添付すること。) ② 指定工種の施工に関する表彰実績(様式 3) ア 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)に、指定工種(〇〇工事)に係る優良工事表彰実績がある場合に加算対象となる。 イ 共同企業体(特定又は経常)での表彰実績については、出資比率が 20%以上の構成員全てが加算対象となる。(その場合は、出資比率を確認できる資料を添付すること。) ウ 加点対象となる優良工事表彰は、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)で規定するものに限る。)を対象とし、当該表彰状の写しを添付すること。 ③ 地域への貢献活動(様式 3-1) ア 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)に、企業として災害協定等に基づく防災・災害復旧に関する取り組みについて、また、企業としてボランティア活動による表彰実績がある場合に加算対象となる。 イ 防災・災害復旧の実績又はボランティア活動の実績については、従業員が個人的に行ったものは対象外であり、その内容は、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明されるものとする。 ウ 別紙様式 3-1 の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となる。 ④ 地域精通度(様式 3) 当該工事実施箇所の近隣地域内(新潟県内)に本社(本店)を有していれば加算対象となる。 ⑤ ISO 認証取得(様式 3) ア 指定された ISO 認証資格を有すれば加算対象となる。認証登録証(有効期限内のものに限る。)及び登録範囲が確認できる付属書等の写しを添付すること。 イ 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員が ISO を取得していても加点の対象とはなりません。 ⑥ 賃金引上げの実施(様式 3-2) 総合評価落札方式における賃上げを実施すれば加点対象となる。 ⑦ 賃金引上げ計画未達成 賃金引上げ計画が未達成の場合、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には減点を行う。 ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進 えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画の策定、くるみん、プラチナくるみん、ユースエールのいずれかの認定等を取得していれば加点対象となる。
別紙様式 4 (3) 配置予定技術者に関する項目	① 配置予定の主任技術者の氏名を記載すること。 ② 技術者の最終学歴として、学校名、部・科及び卒業年次を記載すること。

	③ 配置予定技術者の保有資格 資格は下記によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付すること。 1 級、2 級土木施工管理技士、1 級、2 級建築施工管理技士の資格の内、いずれかの資格を有する者 ④ 配置予定技術者の同種工事の従事経験 別紙様式 2-1 に記載した同種工事における配置予定技術者の従事内容について記載すること ⑤ 指定工種の配置予定技術者の工事成績 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)に完成・引き渡された、森林管理局長等が発注した工事成績評定点の平均点が 65 点以上の場合に加算対象となる。なお、森林管理局長等が発行した工事成績評定通知書の写し及び配置予定技術者が当該工事に従事していたことを証明するための CORINS 登録の写しを添付すること。 ⑥ 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)に、指定工種(〇〇工事)に係る優良工事表彰実績がある場合に加算対象となる。加算対象となる優良工事表彰は、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)で規定するものに限る。)を対象とし、当該表彰状の写しを添付すること。 ⑦ 複数の候補者を記入することができるが、その場合は資格等の評価が低い者により審査する。
別紙様式 5 (4) 経営・安全管理等の状況	会社としての経営状況、安全管理の状況、労働福祉の状況、国及び地方公共団体等が発注する工事においての不誠実な行為の有無(指名停止措置は中部森林管理局管内で発生したものに限る)、地理的条件を記載すること。
別紙様式 6～9 (5) 簡易な施工計画	各評価項目等について記入すること。

(4) 資料及び技術提案書等作成説明会

技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、中部森林管理局の技術審査会において行う。

なお、提案の適否及び総合評価加算点については、現場条件を踏まえた適切性、優位な工夫などにより審査及び評価する。

(6) 技術提案書の提出等

技術提案書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む。)又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合には入札に参加できない。また、技術提案書においては、記載内容を発注者が設定している標準案以上と認められない場合には入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとし、抽象的内容(丁寧に施工する等)の提案は認めない。

(7) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格申請受付期間の期限の日までに提出されたものをもって行うものとし、資格審査は中部森林管理局の資格審査委員会において参加資格の有無を決定する。

なお、参加資格の有無については、令和 7 年 10 月 17 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

① 技術提案書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使

用しない。

③ 技術提案書等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の主任技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 技術提案書等の作成に関する手続きについての問合せには応じるが、工事内容等の問合せには一切応じない。

(10) 上記 5 (13) の①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評価通知書(建設業法施行令規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定するもので申請日直近のもの)の写し等を提出すること。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、又は技術提案を認められなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限 令和 7 年 10 月 28 日

② 提出場所 上記 6 (2) ②に同じ。

③ 受付時間 9時から 17 時までとする。ただし休日は除く。

④ 提出方法 電子メール又は書面を持参することにより提出すること。電子メールによる場合は、上記 6 (2) ②に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 7 年 11 月 7 日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

(3) 上記(1)の理由の説明を求める書面及び上記(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

閲覧場所：上記 6 (2) の申請窓口と同じ

8 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

① 本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

② 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

③ 上記 6 (3) ⑥の技術提案書と資料で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。

④ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価指標

各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。

ア 企業に関する項目

指定工種の工事成績、指定工種の施工に関する表彰実績、地域への貢献活動、同種工事の施工実績、ISO 認証取得、賃金引上げの実施を表明した企業の有無、ワーク・ライフ・バランス等の推進により評価。

イ 配置予定技術者に関する項目

指定工種の配置予定技術者の保有資格、同種工事の配置予定技術者の従事経験、指定工種の配置予定技術者の工事成績、指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績により評価。

ウ 技術提案(簡易な施工計画)に関する項目

施工計画上配慮すべき事項、工期設定・工程管理、発注者が指定した施工上の課題への対応、発注者が指定した条件に対する対応の 4 つの観点における、現場条件を踏まえた適切性、優位な工夫などにより評価する。

(3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評 価 基 準	評価点
【企業に関する項目】		11 点
指定工種の工事成績 (過去 5 年間の平均点)	令和 2 年 4 月 1 日以降に完成した森林管理署長等が発注した 工事	
指定工種の施工に関する表 彰実績(過去 5 年間)	令和 2 年 4 月 1 日以降の優良工事表彰の受賞実績	
地域への貢献活動 (過去 5 年間)	令和 2 年 4 月 1 日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活 動実績	
地域精通度	当該工事実施近隣地域内に本社(本店)を有している。	
同種工事の施工実績 (過去 15 年間)	平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了し た、同種工事の施工実績	
ISO 認証取得	ISO 認証取得	
賃金引上げの実施	賃金引上げ計画の有無	
賃金引上げ計画未達成	賃金引上げ計画達成の可否	
ワーク・ライフ・バランス 等の推進	認定の有無	
【配置技術予定者に関する 項目】		6 点
指定工種の配置予定技術者 の保有資格	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	
同種工事の配置予定技術者 の従事経験(過去 15 年間)	配置予定技術者の平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡した 同種工事の従事経験	
指定工種の配置予定技術者 の工事成績(過去 5 年間の 平 均 点)	主任技術者又は監理技術者として従事した工事(指定工種に 限る。)の令和 2 年 4 月 1 日以降の工事成績(平均点)	
指定工種の配置予定技術者 に係る表彰実績	令和 2 年 4 月 1 日以降の指定工種に係る優良工事技術者表彰 の受賞実績	
【簡易な施工計画に関する 項目】		13 点
施工計画に対する提案(工 程管理及び安全管理を除 く。)	内容の適切性及び工夫の有無	
工程管理に対する提案	内容の適切性及び工夫の有無	
発注者が指定した課題への 対応	内容の適切性及び工夫の有無	
安全管理に対する提案	内容の適切性及び工夫の有無	

(4) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値= {(標準点+加算点)/(入札価格)})を算出する。次のア及びイの要件に該当する者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これ

に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- ③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記18に示すとおり予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、中部森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保

- ① 技術的所見に記載された内容については、契約書に添付するのでその内容により施工すること。工事完成後において、履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。
- ④ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 受領期間 令和7年9月30日から令和7年10月31日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く、9時から17時まで(ただし、正午から13時までは除く)。
ただし、下記10(1)(2)のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認通知書により通知する。
- ② 提出場所 〒390-0852 長野県松本市島立1256-1
中信森林管理署 総務グループ
電話 (IP)050-3160-6050 (NTT)0263-47-4751
電子メールアドレス chushin.d.f.o@maff.go.jp
- ③ 提出方法 電子メール又は書面を持参することにより提出すること。電子メールによる場合は、上記②に提出した旨を電話で通知すること。提出後、競争参加資格の確認等提出した旨を電話で通知すること。
紙入札方式の者は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受付けない。

- (2) (1)の質問及び回答は、中部森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/chusin.html>

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年10月30日 9時00分

入札締切日時 令和7年11月5日 10時15分

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (2) 持参による入札の場合は、令和7年11月5日10時30分までに中信森林管理署入札室へ持参すること。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (3) 開札は、令和7年11月5日10時30分に中信森林管理署入札室にて行う。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があるこ

とが確認された旨の通知書写しを持参すること。

11 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行 松本支店)
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行 松本支店)
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 中信森林管理署)をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回目の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
 - ① 電子入札方式の場合
ア 提出方法
工事費内訳書を上記 6 (2)③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。
イ 郵送について
工事費内訳書が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。
郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(自由様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
(ア)郵送等をする旨の表示
(イ)郵送等する書類の目録
(ウ)郵送等する書類のページ数
(エ)発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
郵送の場合の提出先は、上記 6 (2)②に同じ。
ウ ファイル形式
電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6 (2)③と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。
 - ② 紙入札方法の場合
入札書とともに工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでは

ない。

- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 工事内訳書には、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名の上、数量、単価、金額等を記載すること。分任支出負担行為担当官(これらの補助者を含む。)から提出された工事内訳書の説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表に掲げる各項のいずれかに該当するものについては、原則として当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

別表

未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 内訳書とは無関係な書類がある場合 他の工事の内訳書である場合 白紙である場合 内訳書が特定できない場合 他の入札参加者が様式を入手し使用している場合
記載すべき事項が欠けている場合	内訳書の記載が全くない場合 入札説明書又は指名通知書に指示されて事項を満たしていない場合
添付されるべきでない書類が添付されている場合	他の工事費内訳書が添付されている場合
記載すべき事項に誤りがある場合	発注者名に誤りがある場合 発注案件名に誤りがある場合 提出業者名に誤りがある場合 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
その他未提出又は不備がある場合	

14 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。
なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局競争契約入札心得(「中部森林管理局ホームページ」→「契約関係情報」→「競争契約入札心得」でダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)
 - ② 提出場所：上記6(2)の申請窓口と同じ
 - ③ 提出方法：持参又は郵送による。(郵送による場合は、提出期限必着。)
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、上記(1)①の提出期限の翌日から起算して7日

(休日は除く。)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) 上記(1)の理由を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

閲覧場所：上記6(2)の申請窓口と同じ

17 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

18 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、予決令第 86 条の規定に基づいて、契約内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工事延期は行わない。

- (2) 低入札価格調査において提出を求める資料については以下のとおりとする。

- ① 当該価格により入札した理由
- ② 入札価格の内訳書
- ③ 当該契約の履行体制
- ④ 配置予定の技術者名簿
- ⑤ 手持ちの工事等の状況
- ⑥ 手持ちの機械等の状況
- ⑦ 過去において受注・履行した工事名称及び発注者
- ⑧ 経営内容(財務諸表及び賃金台帳等)
- ⑨ その他必要事項

なお、提出を求めた資料については、返却しないものとする。

- (3) 上記(2)の資料の提出期限は入札日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料が提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など、調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

19 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

- (1) 前払金 有
- (2) 中間前払金 無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び解除権公使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前払金については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」

に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

- (3) 部分払い 無
- (4) 火災保険の要否 否
- (5) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

21 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から上記7及び上記16に不服がある者の再苦情の申立ては次のとおりとする。

- (1) 上記7(2)及び上記16(2)の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限：上記7(2)及び上記16(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
 - ② 提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記6(2)の申請窓口と同じ
 - ③ 提出方法：代表者又はそれに代わる者の持参による。
- (2) 再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会で審議する。
- (3) 分任支出負担行為担当官は、苦情の申し立てがあった者に対し、上記(2)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、苦情の申し立てに根拠が認められないと判断された理由。
 - ② 申立てが認められると判断されたときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記6(2)②と同じ

23 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、別紙様式4に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは、休日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - 農林水産省電子入札ヘルプデスク
 - 受付時間：9時から16時まで
 - 電話：048-254-6031
 - E-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 本工事の手続きに際して、本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
 - 新潟県内
- (10) 標準仕様書等
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」を参照すること。
- (11) 一次下請負契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方にはできない。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について、(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。